

進路変更等



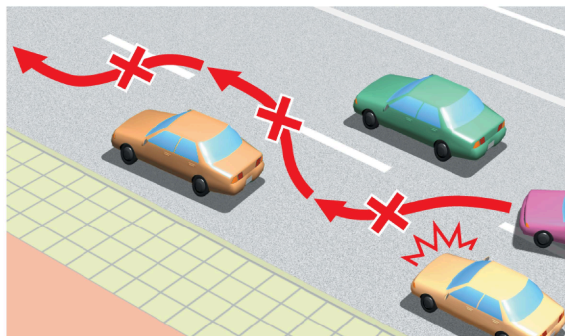
① 進路変更の禁止 (法26の2)

1 進路変更の禁止

みだりに進路を変更してはいけません。●

また、進路を変更すると、後ろから来る車が急ブレーキや急ハンドルで避けなければならないような場合には、進路を変えてはいけません。

やむを得ず進路を変更するときは、バックミラーや直接自分の目で見るとして、安全を確認してから変更しましょう。



注!

「みだりに変えて通行」

みだりにとは、理由もなくという意味です。

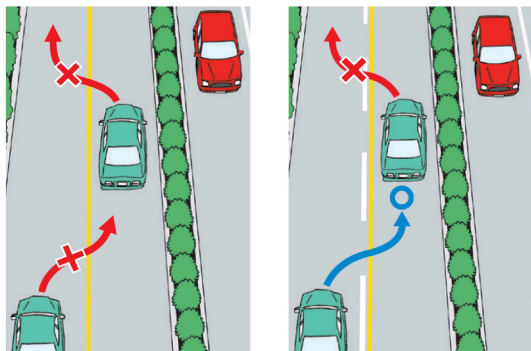
車両の進路変更が道路標示等で区画されているときは、次の場合を除き、進路変更をしてはいけません。

- ・法令の規定に従って進路を変更するとき
- ・危険を防止するためやむを得ないとき
- ・速度のおそい前車を追い越すとき

2 黄色の線の車両通行帯

① 車両通行帯が黄の線で区画されている場合は、この黄の線を越えて進路を変更してはいけません。●

② 白の線で区画されている場合でも、自分が通行している車両通行帯の側に平行して黄の線が引かれているときは、この黄の線を越えて進路を変更してはいけません。



注!

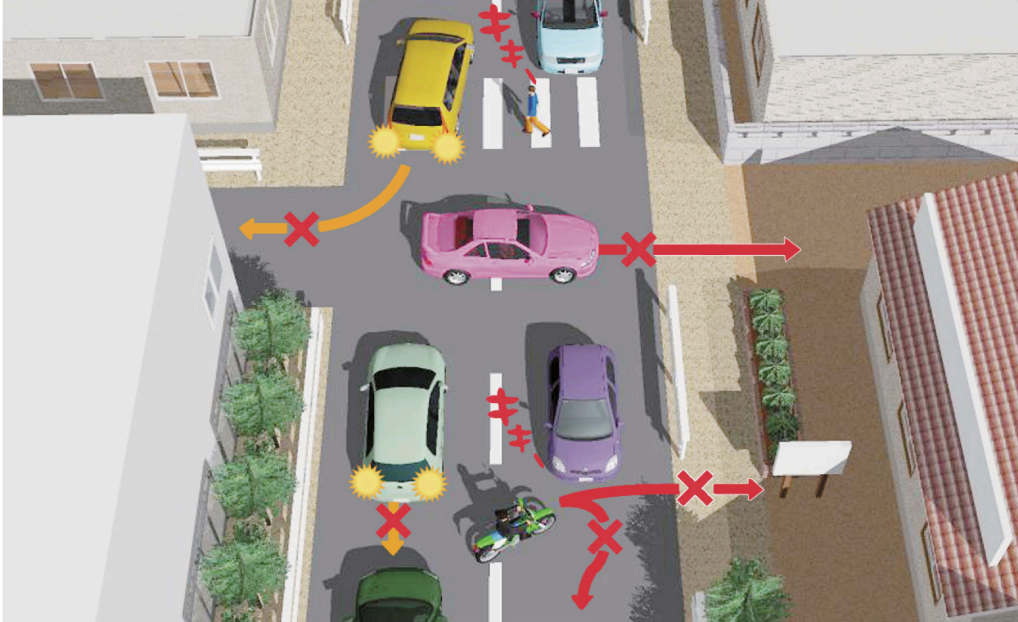
「黄色の線の車両通行帯でも、進路変更ができる場合」

- ① 緊急自動車に進路をゆずるため、道路の左側や、右側（一方通行の道路の場合）に寄るとき。
- ② 道路の損壊、道路工事などのため、現在通行している車両通行帯だけでは、通ることができないとき。
- ③ 上記の①と②により進路を変えた後に、またもとの車両通行帯に戻るとき。

② 横断、転回等の禁止 (法25の2)

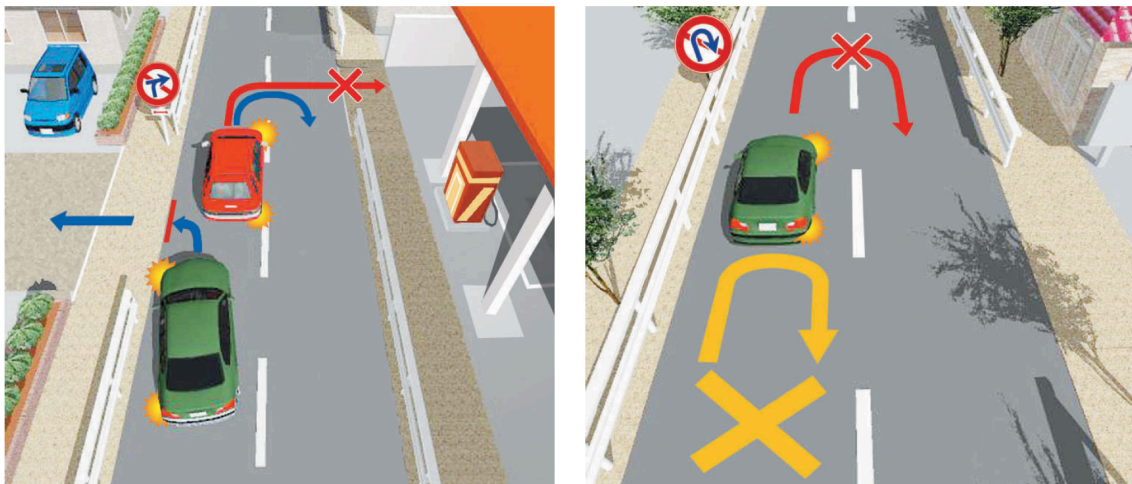
① 他の交通を妨害するおそれのあるときの横断などの禁止

車は、歩行者の通行やほかの車などの正常な通行を妨げるおそれがあるときは、横断や転回や後退をしたり、道路に面した場所に入出入りするのために右左折や横断をしてはいけません。



② 標識などによる横断及び転回の禁止

標識や標示によって横断や転回が禁止されているところでは、横断や転回をしてはいけません。



セーフティエチケット

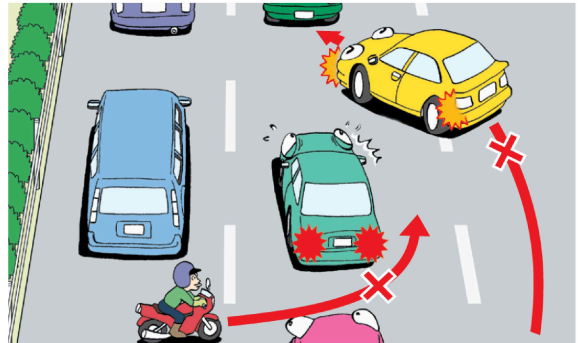
マナー違反

あなたは、道を譲ってもらったら挨拶をしていますか？
 せっかく道を譲ってもらっても、挨拶もなく当たり前のように通り過ぎていませんか？
 どんなに大きな車や高級な車に乗ってしようと、車に上下関係なんてありません。
 一人ひとりが、気持ちよく運転できるように、交通マナーを守らなければ、交通事故はなくなりません。

③ 割込み、横切り等の禁止 (法32・70)

前の車が交差点や踏切などで停止や徐行をしているときは、その前に割り込んだり、その前を横切ったりしてはいけません。

また、そのほかの場合でも、ほかの車の前方に急に割り込んだり、並進している車に幅寄せをしたりしてはいけません。



セーフティエチケット

気持ちを表す

車を運転する場合、自分勝手な行動は事故につながります。

自分勝手な運転ではなく、周りの車とのコミュニケーションを取りながら運転しましょう。

例えば、やむを得ず割り込ませてもらった後に「ありがとう」の意味でハザードランプを点滅させたり、高速道路で前方の渋滞を後続車に教えるためにハザードランプを点滅させるのも、カーコミュニケーションになります。

カーコミュニケーションを取りながら気持ちよく運転をすれば、運転中のストレスや疲れも軽減されるのではないのでしょうか。



ためしてみよう! ○×問題

正しいと判断したときは○の欄、まちがっている
と判断したときは×の欄に✓印をつけてください。

問1 車両通行帯が黄の線で区画されているときは、この線を越えて進路を変えてはならない。

○	×

問2 交差点の手前の車両通行帯が、黄色の実線で区画されている場所でも、右左折する場合は、この線を越えて進路を変えることができる。

--	--

問3 横断禁止の道路標識のある道路では、後退もできない。

--	--

問4 前の車が交差点や踏切などで、停止したり徐行しているときは、その前方に割り込むようなことをしてはならない。

--	--

問5 二輪車は、車体が小さいので後方から車が接近しているときも進路変更できる。

--	--

▶解答と解説は、129ページにあります。◀